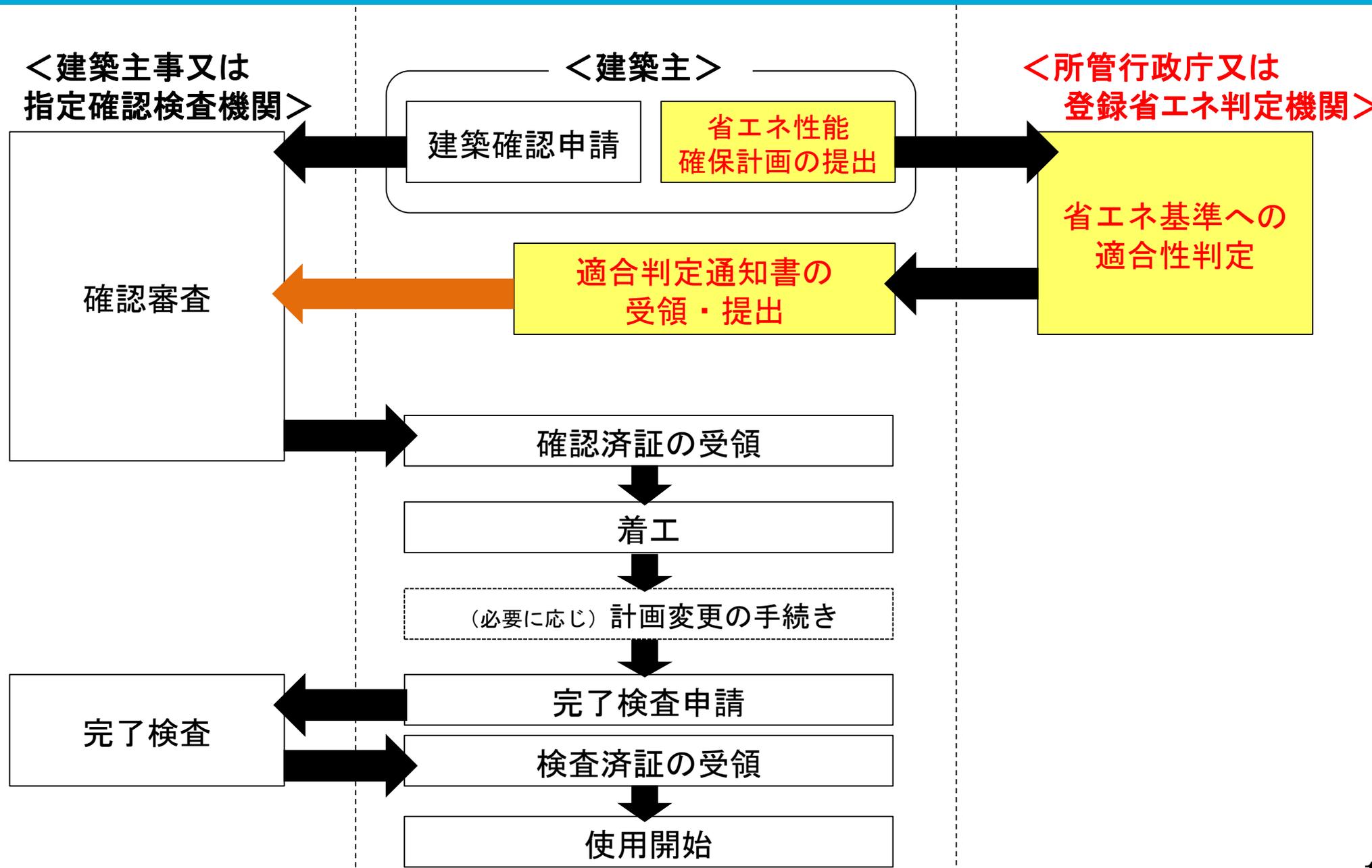


適合性判定等に係る手続の運用について

適合義務対象となる建築物に係る手続きの流れ



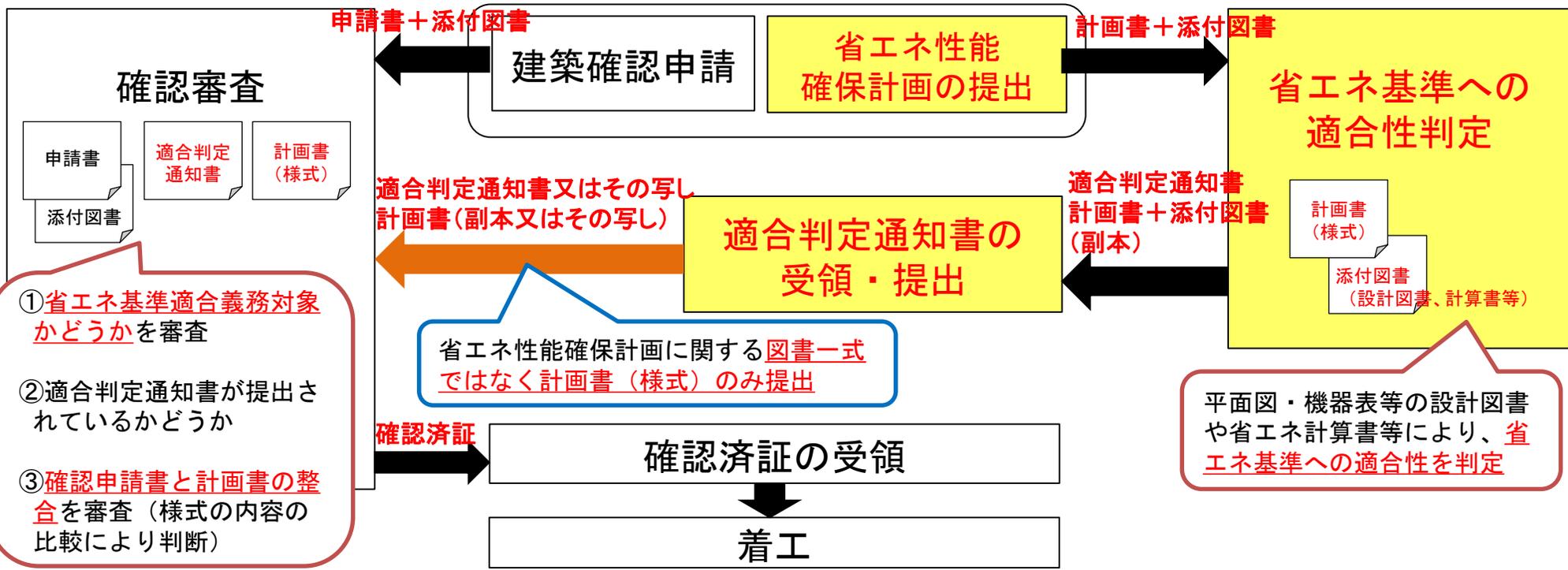
建築確認・適合性判定時の手続きの流れ

- 建築主は、建築確認に際し、所管行政庁・省エネ適判機関の省エネ基準への適合性判定を受け、適合判定通知書を建築主事・確認検査機関に提出することが必要。
- 所管行政庁又は登録省エネ判定機関は、平面図・機器表等の設計図書や省エネ計算書等により、計画が省エネ基準に適合するかどうかを判定。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、確認審査時には次の3点を審査。
 - ① 省エネ基準適合義務対象かどうか
 - ② 適合判定通知書が提出されているかどうか
 - ③ 確認申請書と計画書が整合しているかどうか

＜建築主事又は
指定確認検査機関＞

＜建築主＞

＜所管行政庁又は
登録省エネ判定機関＞



完了検査時の手続きの流れ

- 建築主は、完了検査申請の際、**適合性判定に要した図書**や（省エネに係る変更が行われている場合）**変更後の計画が省エネ基準に適合することを示す書類**を提出することが必要。
- 建築主事又は指定確認検査機関は、適合性判定を受けた計画等のおり工事が実施されたものであることを、**工事監理報告書等の書類確認**や目視により**検査**する。

＜建築主事又は
指定確認検査機関＞

＜建築主＞

＜所管行政庁又は
登録省エネ判定機関＞

適合性判定に要した図書(副本)
適合判定通知書等

適合判定通知書等

完了検査

完了検査申請

変更後の計画に係る
適合性判定
又は
軽微変更該当証明

完了検査
申請書
添付図書

適合性判定に
要した図書
(平面図・機器表等
の設計図書)

適合判定通知書
又は
軽微変更説明書
等

直前の確認以降に、省エネ性能確保計画に係る
変更が行われている場合には、**変更後の計画が
省エネ基準に適合することを示す書類**を提出

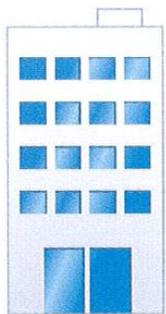
- ・ 変更後の計画に係る適合判定通知書
- ・ 軽微変更説明書、軽微変更該当証明書

目視・書類確認

省エネ工事
監理報告書

施工写真
施工図

納入仕様書
品質証明書



検査済証

検査済証の受領

使用開始

適合性判定を受けた計画等のおり工事が実施されたものであることについて、

- ・ 工事監理報告書等の書類確認
- ・ 現場での目視

等により検査を実施。

適合性判定、工事監理・完了検査における建材・設備の仕様等の確認について

- 省エネ基準への適合義務対象となる建築物については、
 - ① 省エネ適合性判定に必要となる設計図書への、省エネ基準に係る建材・設備の仕様等の明示が必要。
 - ② 工事監理・完了検査において、設計図書に明示された建材・設備の仕様等のとおり工事が実施されていることの確認・検査が必要。
- 設計図書に明示する内容、工事監理・完了検査における確認・検査内容は、下表のとおり。

計算プログラム※ ¹ に入力する内容	設計図書に明示する内容	工事監理における確認内容	完了検査における検査内容
所定の試験方法※ ² に基づき測定された数値、又は所定の製品規格※ ² に基づく数値	○次の①又は② ① <u>性能値＋試験方法</u> ※ ² ② <u>製品規格</u> ※ ² (記載例：0.050 (W/m・k) JIS A 1412に基づき測定)	○ <u>納入仕様書等</u> により、設計図書に明示された <u>性能又は規格</u> の建材・設備が設置されていることを <u>確認</u> ○ <u>性能証明書類</u> (<u>第三者認証・自己適合宣言書</u> ※ ⁴)の <u>確認</u>	○ <u>工事監理報告書</u> の <u>確認</u> 等 ○必要に応じ、性能証明書類を確認
(当該仕様において想定される最も性能の低い数値とする場合) 計算プログラムで選択する仕様	○ <u>計算プログラムで選択する仕様</u> (記載例：グラスウール断熱材 50mm)	○ <u>納入仕様書等</u> により、設計図書に明示された <u>仕様</u> の建材・設備が設置されていることを <u>確認</u>	○ <u>工事監理報告書</u> の <u>確認</u> 等
(所定の試験方法※ ² では測定できない場合) 任意評価に基づく数値	○ <u>性能値</u> ○ <u>第三者機関の任意評価に係る評価内容</u> ※ ³ (記載例：0.040 (W/m・k) ○○機関の任意評価に基づく (評価書は別添))	○ <u>納入仕様書等</u> により、設計図書に明示された <u>性能</u> の建材・設備が設置されていることを <u>確認</u> ○ <u>性能証明書類</u> (<u>評価書</u>)の <u>確認</u>	○ <u>工事監理報告書</u> の <u>確認</u> 等 ○必要に応じ、性能証明書類を確認

※¹ モデル建物法を利用する場合は、「モデル建物法入力支援ツール」。標準入力法を利用する場合は、「エネルギー消費性能計算プログラム」

※² 建材・設備ごとの所定の試験方法又は製品規格については、「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」を参照

※³ 登録省エネ評価機関において行われる任意評価に係る評価書。建設地に固有の条件(風量・河川の水温等)に基づき性能試験等を行う必要があるものは、大臣認定の対象

※⁴ JIS Q 17050-1に基づく所定の試験方法への自己適合宣言書や、JIS Q 10001に基づく所定の製品規格への自己適合宣言書等が該当

完了検査時に確認される建材・設備の品質証明について

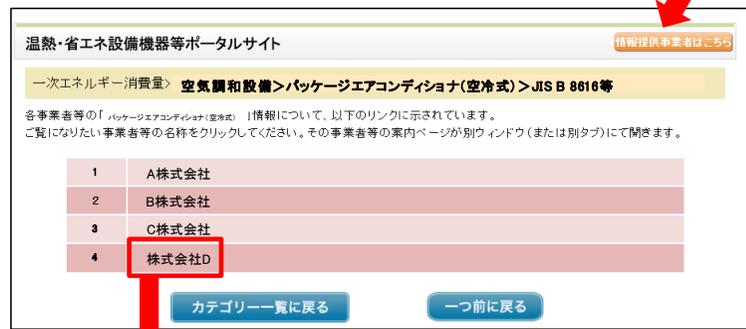
○ 断熱材の仕様や熱源機器の仕様等といった建材・設備等の試験品質及び生産品質の確認については、原則として**第三者認証による確認を受けていること(JIS表示等)**を前提とし、一品生産モノ等、第三者による確認を受けることが困難なものについては、**自己適合宣言※(当分の間)**により対応。

「温熱・省エネ設備機器等ポータル」について 一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ



一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上に設けられている「温熱・省エネ設備機器等ポータル」では、省エネ基準で計算対象となる各設備機器等のメーカーごとの型番と計算上必要となる性能値の一覧が掲載。

所定の性能を有していることを証明する書類を入手、あるいは入手するための各メーカーの製品情報へのポータルサイトとなっております、完了検査等において活用可能。



※検索結果に表示される事業者様名の順序はアクセスの度にランダムに入れ変わります。

各事業者のホームページへ

(リンク先イメージ)

型番	①定格能力(冷房)	②定格能力(暖房)	③定格能力(冷房)	④定格能力(暖房)	⑤定格能力(冷房)	⑥定格能力(暖房)	生産品質・試験品質による区分
	kW/台	kW/台	kW/台	kW/台	kW/台	kW/台	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

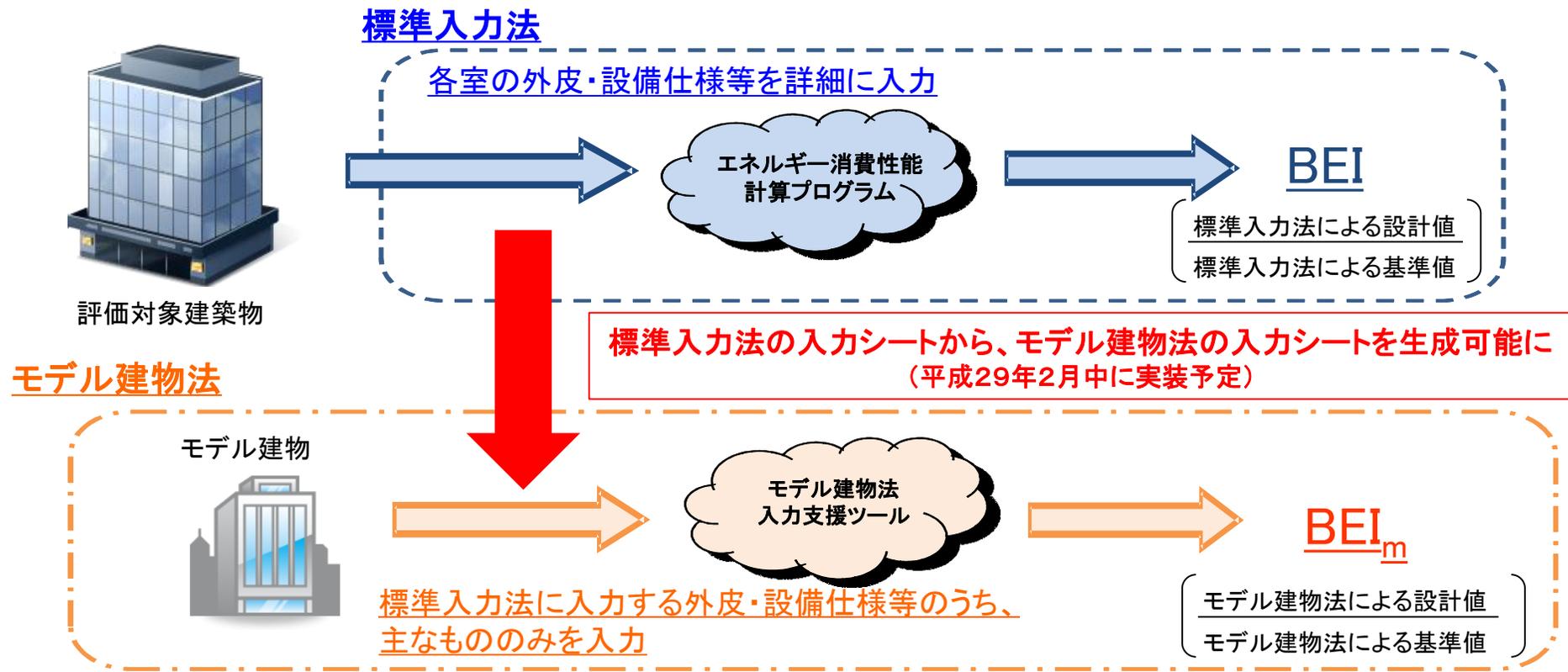
納入した製品が記載されているページを印刷し、工事監理等における検査に用いることができます。

※JIS Q 1000に基づく当該製品に係る製品規格のJISへの自己適合宣言、JIS Q 17050-1に基づく当該規格等への適合宣言等を指す。

標準入力法を用いた場合の適合性判定等の手続きについて

- **標準入力法はモデル建物法に比べ**、計算に際して入力する項目数が多い。したがって、より精緻に省エネ性能を評価することが可能である一方で、次のように、**適合性判定等の手続きに際して、申請者・審査者ともに負担が大きい**。
 - 1) 適合性判定において必要となる設計図書に記載すべき項目が多い
 - 2) 工事監理・完了検査において確認・検査すべき項目が多い

（例）外皮性能について、モデル建物法では断熱材のみの仕様等を入力、標準入力法では、外壁の構成要素の仕様等を入力
- 標準入力法を用いた場合にも、**標準入力法の入力シートから、モデル建物法の入力シートが自動的に生成され**、当該シートに基づき、**モデル建物法による結果が出力できるように、プログラムを整備する予定（平成29年2月中に実装予定）**。
- この場合、**モデル建物法による結果が省エネ基準に適合していれば（ $BEI_m \leq 1.0$ ）**、その結果を用いることにより、**モデル建物法と同様の負担での手続きが可能**となる。



既存建築物の増改築時における省エネ性能の取扱い①

○ 大規模な増改築が想定される既存建築物については、

① 大半がBEI 1.2以下に収まっている状況と考えられる

- ・ H27年度の既存建築物省エネ化推進事業の2000㎡以上の補助対象物件について、改修前のBEIの推定値が1.2を超えるものは全体の3% (3/77件)。
- ・ 大規模な増改築が想定される病院・学校・事務所において、BEI 1.2を超える仕様は、例えば下表のとおりであるが、事業者へのヒアリングによると、その様なものは想定し難い。

仕様	病院	学校	事務所
空調熱源:吸収式冷温水発生機(10年前)、照明:FL蛍光灯	○	○	○
空調熱源:吸収式冷温水発生機(5年前)、照明:FL蛍光灯 無断熱・単板ガラス	○	—	○
空調熱源:吸収式冷温水発生機(10年前)、照明:Hf蛍光灯 無断熱・単板ガラス	○	○	—

② その様な状況下で、全ての増改築案件に既存部分のBEIの算出を求めることは、申請者に過大な負担を強いるものと考えられる

- ・ 規制対象となるものは、省エネ計画の作成時において、既存部分の建材・設備の仕様を精査することが必要。
- ・ 特に、適合義務対象となるものは、完了検査時に建築主事等による既存部分の建材・設備の仕様の確認を受けることが必要。

既存建築物の増改築時における省エネ性能の取扱い②

○ 既存建築物の増改築時において、以下のとおりBEIの算定ができることとする。

① 既存部分のBEIは、当分の間、デフォルト値として1.2と設定可能とする。

(仕様を精査し1.2以下とすることも可)

② 建築物全体のBEIは、既存部分のBEIと増改築部分のBEIとの面積按分で算出可能とする。

$$\text{建築物全体のBEI} = 1.2 \times \frac{\text{既存部分の床面積}}{\text{建物全体の床面積}} + \text{増改築部分のBEI} \times \frac{\text{増改築部分の床面積}}{\text{建物全体の床面積}}$$

○ 既存建築物の省エネ基準は建築物全体でBEI ≤ 1.1であり、適合義務対象となる「既存面積 < 増改築面積」の場合、結果として、増改築部分のBEIが1.0以下（新築と同等の基準）であれば基準適合。

なお、デフォルト値を使用する場合、完了検査時の建築主事等による既存部分の確認は不要。

